

報道機関各位

霧島市有害鳥獣捕獲報償費の虚偽問題の件について

この度の霧島市有害鳥獣捕獲報償費の虚偽問題に対して、霧島市民の皆様、並びに、市議会議員の方々に多大なご迷惑をおかけ致しましたこと、深くお詫び申し上げます。

私は、過去 50 年間、標高 800m の霧島山麓で牧場経営に携わっており、100ha の広大な牧草地の中に毎日 250 頭以上のシカに侵入され大きな被害を受けていました。現在は金網の牧柵を設置していますが、それでもイノシシ、シカは金網を破って侵入し、毎日、数頭から 20 頭近くが朝方まで牧草を食んでいる状況です。経営に大きな打撃を受けており、自衛の手段として草地を守るためにこれまで有害鳥獣の捕獲を続けてまいりました。

私は、この制度が発足して以来、不正受給に関する問題が必ず生ずるとの思いから、11 月から 3 月までの狩猟期間を含めて、報償費を減額してでも年間を通して、報償費を支払うべきと一貫して市に要請してきました。

私は、当然のこととして、このことを強く肝に銘じ、狩猟期間中に捕獲した鳥獣はすべて処分してまいりました。

私は、本年 1 月 12 日に霧島市の農林水産部に対して自主申告し、鳥獣の捕獲実績報告書並びに、警察署に提出する猟銃の銃弾消費台帳の帳簿を過去 4 年間分提出し、市や県も問題なしと受理されたことで、違反等もなかったことと認識しておりました。

また、平成 29 年 2 月と 4 月において、市に依頼され、私が違反の疑いのある方に対して捕獲隊の班長として説得にあたっていたことも事実であり、不正もなかったことでの依頼だったと考えていました。

さらに、4 月には、平成 29 年度の有害鳥獣捕獲従事者証や鳥獣捕獲指示書を霧島市より交付を受けたため、違反がなかったという認識をさらに強くしたところです。

しかしながら、4 月以降も続けられていた調査の中で、過去 4 年間で有害鳥獣駆除期間中に捕獲した約 300 頭以上の中に同一個体の写真があったことの指摘を受け、写真については添付ミスがあった事実を認めたとあります。

こういったミスがあったことを反省いたしております。しかしながら、この頭数も決して水増しではなく、捕獲した頭数は事実で間違いのないものであります。

なお、一般質問で発言のあった「市の了解のもと、別個体の写真を添付した」というような表現は、1 月 12 日に提出した資料で「了解を得たもの」ということを指し、別個体の写真を市が提出するように勧めたものでもありません。

ただ、3 月末をもって疑義事案の確定を行っていた中、その確定が 5 月以降までずれ込み、最後になって私の分の疑義を申し出られたことについては、市当局の調査方法に強い憤りを感じるところであります。

以上、申し述べさせていただいた通り、一般猟期中の捕獲水増し行為は絶対に行っていないことを断言し、報告させていただきます。

平成 29 年 6 月 29 日  
霧島市議会議員 厚地 覚